

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	コピーキット ----- 需品等関係カタログ製品	C&LPS-Q00012-8	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作成	昭和40年11月8日
		改正	令和 2年 4月 1日
			令和 5年 2月22日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する需品、基地器材及び事務機器・教材等（以下、“需品等”という。）関係の各機器のうち、市販のカタログ製品（以下、“製品”という。）の調達について規定する。

### 1.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達品目表による。

### 1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.3.1

##### カタログ製品

製造者等の商品目録又は営業案内に製品の名称、型式、番号、種類、等級等が記載されており、製品の名称、型式、番号を指定することにより、製品の品質、形状、性能、その他必要事項が確定できる市販品。

### 1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書及び調達品目表に示す文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 引用文書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

#### b) 関連文書

関連文書が必要な場合は、調達品目表に示す。

品 名	需品等関係カタログ製品
-----	-------------

## 2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達品目表によるほか、次による。

### 2.1 一般事項

製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

### 2.2 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007の2.4による。ただし、銘板については、調達品目表に示す場合を除き、1種銘板とする。

## 3 監督・検査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

調達品目表に示す場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達品目表に示す場合を除き、次の事項を見易い箇所に表示する。

- a) 調達要求番号
- b) 契約番号
- c) 物品番号
- d) 部品番号又は会社規格
- e) 品名
- f) 数量及び単位
- g) 製造番号 (SERIAL No.) (適用される場合のみ)
- h) 納入年月
- i) 修補等請求期限
- j) 有効期限又は有効期間 (期限付品目の場合)
- k) 契約相手方の名称

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類は、調達品目表に示す場合を除き、C&LPS-Y00007の4.1に基づき、次の書類を提出する。

- a) 類別原資料
- b) 取扱説明書

### 5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品は、調達品目表に示す場合を除き、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

品 名	需品等関係カタログ製品
-----	-------------

### 5.3 設置・調整

調達品目について、設置及び調整が必要な場合は、調達品目表に示す。

### 5.4 その他

その他必要な指示がある場合は、調達品目表に示す。

**調達品目表**

調達要求番号	L24S-023EGCTB-NLR-4001	作成部署	補給本部需品部需品管理課
調達要求年月日	令和6年4月5日	作成年月日	令和6年4月5日
仕様書番号	C&LPS-Q00012-8		

**1.2 調達品目・数量**

品名	カタログ製品名	数量・単位	納地
コピーキット(82,000枚相当)	リコージャパン(株) PR08120SY00	36EA	2401

**2 製品に関する要求**

2.2 製品の表示は、実施しない。

**4 出荷条件**

**4.2 包装の表示**

包装の表示は、次の事項を外装単位毎、見易い箇所に表示する。

- a) 契約番号
- b) 納入年月
- c) 契約相手方の名称及び略号
- d) 有効期限又は有効期間(期限付品目の場合)

※ ただし、外装単位毎に表示が全くなされていないもの又は表示が不完全なものは、a)～d)項の表示のほか部品番号及び品名を追加すること。

**5 その他の指示**

**5.1 提出書類**

- a) 類別原資料 類別原資料は、不要とする。
- b) 取扱説明書 取扱説明書は、製造会社の規定する仕様及び社内規格(以下、社内規定という。)により、製品の附属として定められている取扱説明書の場合は、その社内規定によるものとする。